

議会全員協議会資料

令和8年4月1日付

職員の人事異動等について

令和8年4月21日（火）

総務課

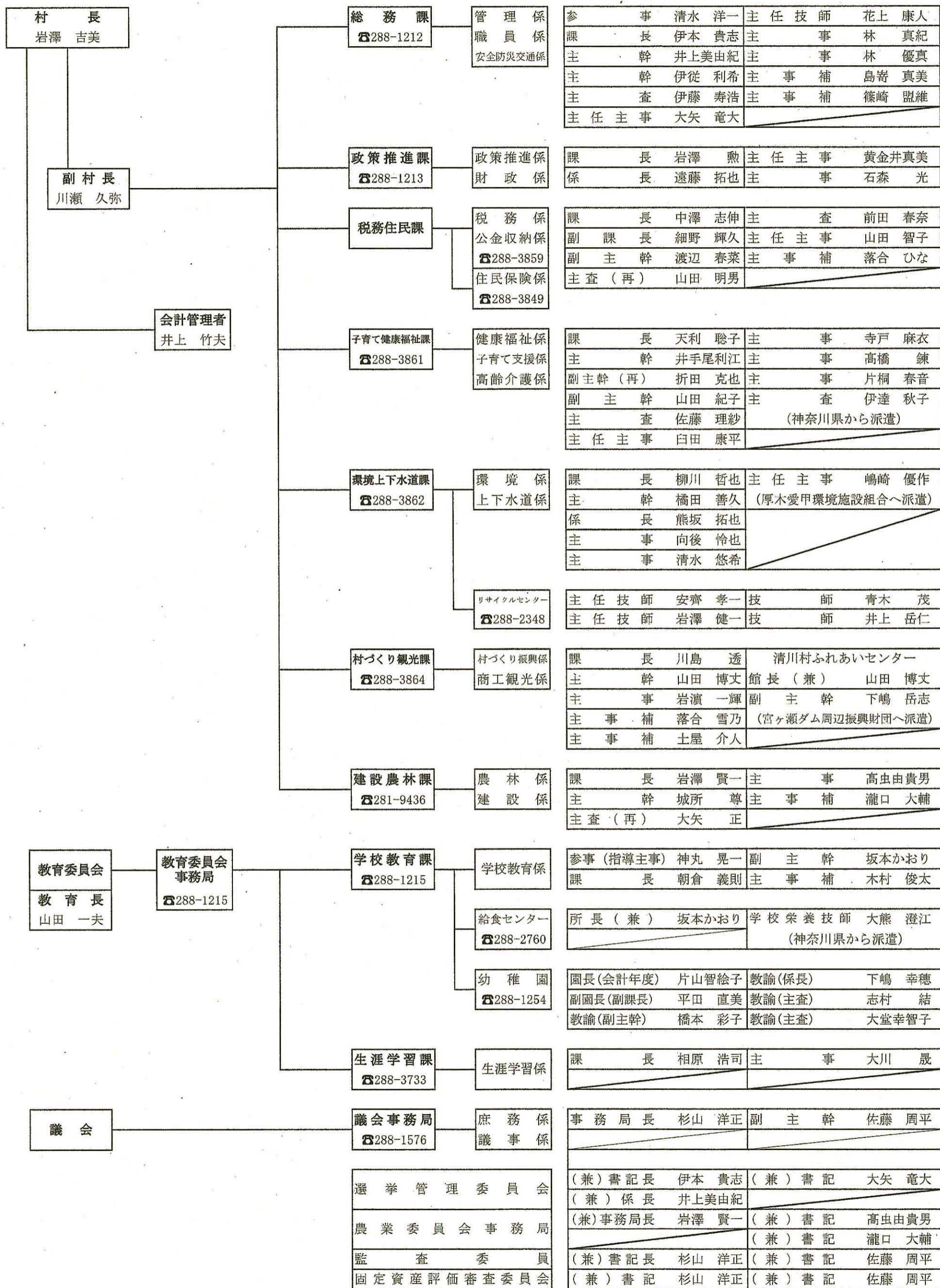
令和8年4月1日付け人事異動調書
 ■総勢30名(うち、昇格・昇任10名、採用等6名)

	新任	氏名	旧任	備考
【課長】				
1	総務課 課長 (兼)管理係 係長 (兼)選挙管理委員会	伊 本 貴 志	総務課 課長 (兼)選挙管理委員会	兼務発令(係長)
2	子育て健康福祉課 課長 (兼)子育て支援係 係長 (兼)高齢介護係 係長	天 利 聡 子	子育て健康福祉課 課長 (兼)子育て支援係 係長	兼務発令(係長)
3	環境上下水道課 課長 (兼)出納員	柳 川 哲 也	環境上下水道課 副課長 (兼)上下水道係 係長	昇任 兼務発令(出納員)
4	村づくり観光課 課長 (兼)村づくり振興係 係長	川 島 透	環境上下水道課 課長 (兼)環境係 係長	異動 兼務発令(係長)
5	建設農林課 課長 (兼)農林係 係長 (兼)農業委員会	岩 澤 賢 一	教育委員会・生涯学習課 課長	異動 兼務発令(係長) 出向を解く
6	教育委員会・学校教育課 課長	朝 倉 義 則	村づくり観光課 課長 (兼)村づくり振興係 係長	異動 出向
7	教育委員会・生涯学習課 課長	相 原 浩 司	教育委員会・学校教育課 課長	異動
【主幹】				
8	総務課 主幹 (兼)職員係 係長 (兼)選挙管理委員会	井 上 美 由 紀	子育て健康福祉課 主幹 (兼)高齢介護係 係長	異動 兼務発令(係長) 兼務発令(出向)
9	総務課 主幹 (兼)出納員	伊 従 利 希	税務住民課 主幹	異動 兼務発令(出納員)
10	子育て健康福祉課 主幹	井 手 尾 利 江	子育て健康福祉課 副主幹	昇格
11	建設農林課 主幹 (兼)建設係 係長	城 所 尊	建設農林課 主幹 (兼)農林係 係長 (兼)農業委員会	兼務発令(係長) (兼)出向を解く
12	環境上下水道課 主幹 (兼)上下水道係 係長	橘 田 善 久	環境上下水道課 主幹	兼務発令(係長)
【副主幹】				
13	税務住民課 副主幹 (兼)税務係長	渡 辺 春 菜	税務住民課 税務係長	昇格 兼務発令(係長)
14	子育て健康福祉課 副主幹 (兼)健康福祉係長	山 田 紀 子	子育て健康福祉課 健康福祉係長	昇格 兼務発令(係長)
15	教育委員会 学校教育課 副主幹 (兼)給食センター 所長	坂 本 か お り	教育委員会 学校教育課 係長	昇格 兼務発令(所長)

【係長】				
16	政策推進課 財政係長	遠藤 拓也	総務課 管理係長 (兼)選挙管理委員会	異動 (兼)出向を解く
17	環境上下水道課 環境係長	熊坂 拓也	環境上下水道課 厚木愛甲環境施設組合	派遣を解く
【主査】				
18	税務住民課 主査	山田 明男	総務課 主査 (兼)出納員	異動 兼務を解く(出納員)
【主任主事】				
19	総務課 主任主事 (兼)選挙管理委員会	大矢 竜大	総務課 主事 (兼)選挙管理委員会	昇任
20	子育て健康福祉課 主任主事	臼田 康平	子育て健康福祉課 主事	昇任
21	環境上下水道課 主任主事 厚木愛甲環境施設組合	嶋崎 優作	村づくり観光課 主事	昇任 異動 派遣
【主事】				
22	総務課 主事	林 優真	総務課 主事補	昇格
23	環境上下水道課 主事	清水 悠希	環境上下水道課 主事補	昇格
【主事補】				
24	教育委員会・学校教育課	木村 俊太	税務住民課 主事補	異動 出向
【新採用等】				
1	教育委員会 参事(指導主事)	神丸 晃一	(かみまる こういち)	広域交流
2	総務課 主事補	篠崎 盟維	(しのざき めい)	新規採用
3	税務住民課 主事補	落合 ひな	(おちあい ひな)	新規採用
4	村づくり観光課 主事補	落合 雪乃	(おちあい ゆきの)	新規採用
5	村づくり観光課 主事補	土屋 介人	(つちや かいと)	新規採用
6	建設農林課 主事補 (兼)農業委員会	瀧口 大輔	(たきぐち だいすけ)	新規採用 兼務発令(出向)
【退職等】 令和8年3月31日				
1		小野 大亮	教育委員会参事(指導主事)	割愛退職
2		阿部 めぐみ	総務課副課長	普通退職
3		櫻井 孝之	政策推進課主幹	普通退職
4		大熊 恭弘	建設農林課係長	普通退職
5		山脇 智史	教育委員会学校教育課係長	普通退職

清川村行政機構図

令和8年4月1日現在



議会全員協議会資料

清川村二地域居住 コーディネーターについて

令和8年4月21日（火）

政策推進課

清川村二地域居住コーディネーターについて

- 1 目的 近年、テレワークの普及や副業・兼業などを行う人材の増加など、ライフスタイルが多様化し、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方である「二地域居住」や、定住人口でも交流人口でもない、地域と多様に関わる人々を指す「関係人口」への関心が高まっています。
国では、全国的な人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるためには、二地域居住や関係人口を含めた地方への新しい人の流れを生み出すことが重要としており、二地域居住を希望している人への支援や、その人と地域でのつながりの機会の創出といった役割を担う制度として、「二地域居住コーディネーター」制度を令和7年4月より開始しており、本村でもこのような趣旨に沿い、このたび設置するものです。
- 2 事業内容 二地域居住・関係人口施策の推進に向けた現状・課題の把握及び施策の企画・立案の支援
- 3 被委嘱者 住所 東京都多摩市連光寺1-25-33
氏名 桜井 里子 氏
※株式会社アドレス 取締役
(東京都千代田区平河町2-5-3 Nagatacho GRiD)
※株式会社さとくらし 代表取締役
(神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬971-20)
- 4 委嘱期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 報 償 400千円(特別交付税により10/10措置)
- 6 選定理由 上記法人は全国各地の自治体と連携して、二地域居住・関係人口創出事業に取り組んでいるほか、桜井氏は別会社・株式会社さとくらしを起業し、宮ヶ瀬地区において二地域居住事業を実施しており、本村が進めるべく関係人口の創出に必要な知識や経験を豊富に所有していることが認められることから選定するものです。
- 7 その他 二地域居住・関係人口施策の推進に向けた施策の企画・立案の参考とするため、村内の二地域居住などの利用者から村内での体験を通じたアンケート調査を実施します。

議会全員協議会資料

清川村村税条例の 一部改正について

令和8年4月21日（火）

税務住民課

清川村村税条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日に施行されることにより、軽自動車税環境性能割の廃止等に伴う所要の措置を講じるため、清川村村税条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担軽減、簡素化するため、環境性能割を令和8年4月1日に廃止する。また、地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当するとされております。

(1) 環境性能割の廃止

ア 令和8年4月1日に軽自動車税環境性能割を廃止

イ 種別割の名称を「軽自動車種別割」から「軽自動車税」に変更

(2) グリーン化特例（軽課）の延長

電気自動車等の現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を令和10年3月31日まで延長（現行：令和8年3月31日）

3 施行期日

令和8年4月1日

※ 地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、施行日までに条例改正の必要があることから専決処分とし、議会6月定例会において、専決処分の報告及び承認を求めます。